

沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設条例の一部改正について

沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設条例の一部を改正する条例

沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設条例（平成 7 年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（教養娯楽室の利用者の範囲）

第 3 条の 2 午前 9 時から午後 4 時30分までに教養娯楽室（和室）及び教養娯楽室（洋室 2）を使用することができる者は、市内に居住する60歳以上の者又は60歳以上の者によって構成されている団体とする。ただし、市長が必要があると認める者については、この限りではない。

第 4 条第 1 項中「会議室、音楽ホール、多目的ホール、その他の室及び附属設備」を「別表第 1 に掲げる室及び附属設備を同表に使用料が定められている時間帯に使用しようとする者並びに午前 9 時から午後 4 時30分までに教養娯楽室（和室）及び教養娯楽室（洋室 2）」に改め、同条第 3 項中「前条各号」を「第 3 条各号」に改め、同条第 4 項に次のただし書を加える。

ただし、午前 9 時から午後 4 時30分までに教養娯楽室（和室）及び教養娯楽室（洋室 2）を使用する場合の使用料は、無料とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 教養娯楽室（和室）及び教養娯楽室（洋室2）の使用の承認の申請及びこれに対する承認の手続その他の行為は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例による改正後の沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設条例の規定は、施行日以後に教養娯楽室（和室）及び教養娯楽室（洋室2）を使用する場合について適用する。

「提案理由」

教養娯楽室の使用に係る規定を追加するほか、所要の改正を行うものである。